平成２１年（フ）第６３９５号
大阪市港区夕凪２丁目12番20号
債務者　竹内　相美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１４号
大阪府東大阪市金岡３丁目18番１号
債務者　蓑田美代子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３２号
大阪府池田市井口堂１丁目10番20号
債務者　植田惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３６号
大阪市港区三先１丁目17番49―504号
債務者　南　　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４４９号
大阪市都島区都島本通１丁目14番11号
債務者　重　　忠雄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５９号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目15番30号
債務者　白須　英夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４６１号
大阪府門真市中町７番21号
債務者　渡邉　　進
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―102号、前住所大阪府岸和田市下野町２丁目11番３―305号
債務者　福井　光夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
大阪府和泉市春木町612番地の１―２
債務者　友谷　広幸
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
大阪府岸和田市大北町４番17号
債務者　久保菜穂美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
大阪府阪南市石田600番地の６―８棟501号
債務者　橋爪　圭子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―1005号
債務者　ＭＩサービスこと　升谷　育男
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１２号
大阪府泉大津市我孫子94番地の１小林マンション106号
債務者　徳尾　　忍
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
大阪府泉佐野市鶴原807番地の１
債務者　横田　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
大阪府阪南市鳥取中382番地の１
債務者　草竹　茂樹
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
大阪府岸和田市小松里町2254番地第二ホワイトシャルム103号、前住所大阪府岸和田市畑町１丁目７番44号
債務者　藤澤　直人
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
大阪府泉佐野市南中安松1288番地の16
債務者　木本　素子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
大阪府和泉市南面利町635番地の１
債務者　辻野　　實
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
大阪府岸和田市荒木町１丁目13番３―110号
債務者　福留　真美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係